

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 四日市看護医療大学育成会  
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成27年12月11日から平成28年1月14日まで
- 4 監査期間 平成28年1月15日
- 5 監査対象年度 平成26年度
- 6 監査対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 7 監査方法 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。  
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。

## 第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 四日市看護医療大学育成会事業費補助金
- 2 補助金交付額 112,888,400円
- 3 補助金の交付目的 四日市市内の医療機関における看護師、保健師及び助産師の確保並びに質の向上に資するとともに、四日市看護医療大学に在籍する学生の修学を容易にすることを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則  
四日市看護医療大学育成会に対する補助金交付要綱  
(以下「補助金等交付規則」、「補助金交付要綱」という。)
- 5 補助金の概要
  - (1) 交付申請（補助金等交付規則第3条）
    - ア 申請日 平成26年5月1日
    - イ 書類 補助金交付申請書  
(添付書類：事業計画書、資金収支予算書等)
  - (2) 交付決定（補助金等交付規則第4条）
    - ア 決定日 平成26年5月1日
    - イ 書類 補助金交付決定通知書

(3) 計画変更承認申請（補助金交付要綱第6条）

ア 申請日 平成27年2月25日

イ 書類 計画変更承認申請書

(4) 変更決定（補助金交付要綱第6条第2項）

ア 決定日 平成27年3月6日

イ 書類 補助金等変更決定通知書

(5) 実績報告（補助金等交付規則第13条）

ア 報告日 平成27年3月31日

イ 書類 実績報告書

（添付書類：収支決算書、収支簿等）

(6) 補助金交付 112,888,400円

・第1回 33,918,400円（平成26年7月3日支払）

・第2回 63,600,000円（平成26年9月18日支払）

・第3回 13,250,000円（平成26年12月9日支払）

・第4回 2,120,000円（平成27年3月17日支払）

### 第3 監査の結果

四日市看護医療大学育成会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

【四日市看護医療大学育成会】

特になし

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 補助金交付要綱の見直しについて

補助金の評価について補助金交付要綱に規定されていない。補助金等交付規則の見直しに伴うものであり、早急に補助金交付要綱を改正するとともに、評価を実施すること。

#### 2 意見

【四日市看護医療大学育成会】

(1) 延滞利息について

ア 延滞利息について、奨学金貸与規程第13条に年利率7.3%と定めているが、現状に即した利率となるよう検討すること。 【要望事項】

イ また、同条に定める当該期限をいつとするのかなど、この条項を適用する場合のルールについて、明確にすること。 【改善事項】

(2) 奨学生に対する対応について

卒業後5年間、四日市市内の所定の医療機関等に従事した場合は、奨学金の返還は免除されることから、今後も奨学生が所定の医療機関等に従事できるよう医療機関等との信頼関係を構築していくこと。 【要望事項】

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 奨学生の枠について

社会情勢に応じて、奨学生の枠について検討する必要がある。枠の拡大も視野に入れ、医療機関等と連携を図り、将来予測について分析するとともに、その情報を理事会などで共有するよう努めること。 【要望事項】

(2) 奨学生の在籍確認について

奨学生の在籍確認は名簿や奨学生名義の銀行口座への振込みなどにより行っているが、奨学生との面接の機会を設けるなどして、本人確認を行うこと。 【改善事項】

(3) 奨学生の従事確認について

卒業後5年間、四日市市内の所定の医療機関等に従事した場合は、奨学金の返還は免除される。医療機関等からの証明書により業務従事の確認を行っているが、医療機関等における実地面談での従事確認を抽出により行うこと。

その免除額は大きなものであり、万一の事故の予防、牽制を行政が適正に行っている保証とされたい。 【改善事項】